

令和7年度第1回 文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 次第

令和7年5月12日(月)15:10から

オンライン開催

1 議題

(1) 令和7年度第1回親会の資料確認

- ① 次第 【資料第1-1号】
- ② 文京区障害者地域自立支援協議会について 【資料第1-2号】
- ③ 令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図(案) 【資料第1-3号】
- ④ 令和7年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案) 【資料第1-4号】
- ⑤ 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 【資料第1-5号】
- ⑥ 令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の検討事項(案)について
【資料第1-6号】
- ⑦ 令和6年度全体会報告 【資料第1-7号】
- ⑧ アンケート結果 【資料第1-8号】
- ⑨ 文京区障害者地域自立支援協議会要綱 【資料第1-9号】

(2) 令和7年度第2回障害者地域自立支援協議会(全体会)について

- ① 方針について 【資料第2号】

2 その他

(1) 委員について

令和 7 年度第 1 回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和 7 年 6 月 6 日(金)午後 2 時から

会場：文京シビックセンター 3 階 障害者会館 A・B

1 開会

委員委嘱

2 議題

- (1) 令和 7 年度障害者地域自立支援協議会について
- (2) 令和 7 年度各専門部会の検討事項（案）について
- (3) 障害者就労支援センターの事業報告について
- (4) 障害者基幹相談支援センターの事業報告について

3 その他

(参考資料)

- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- ・文京区障害者地域自立支援協議会委員名簿

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成 20 年 3 月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

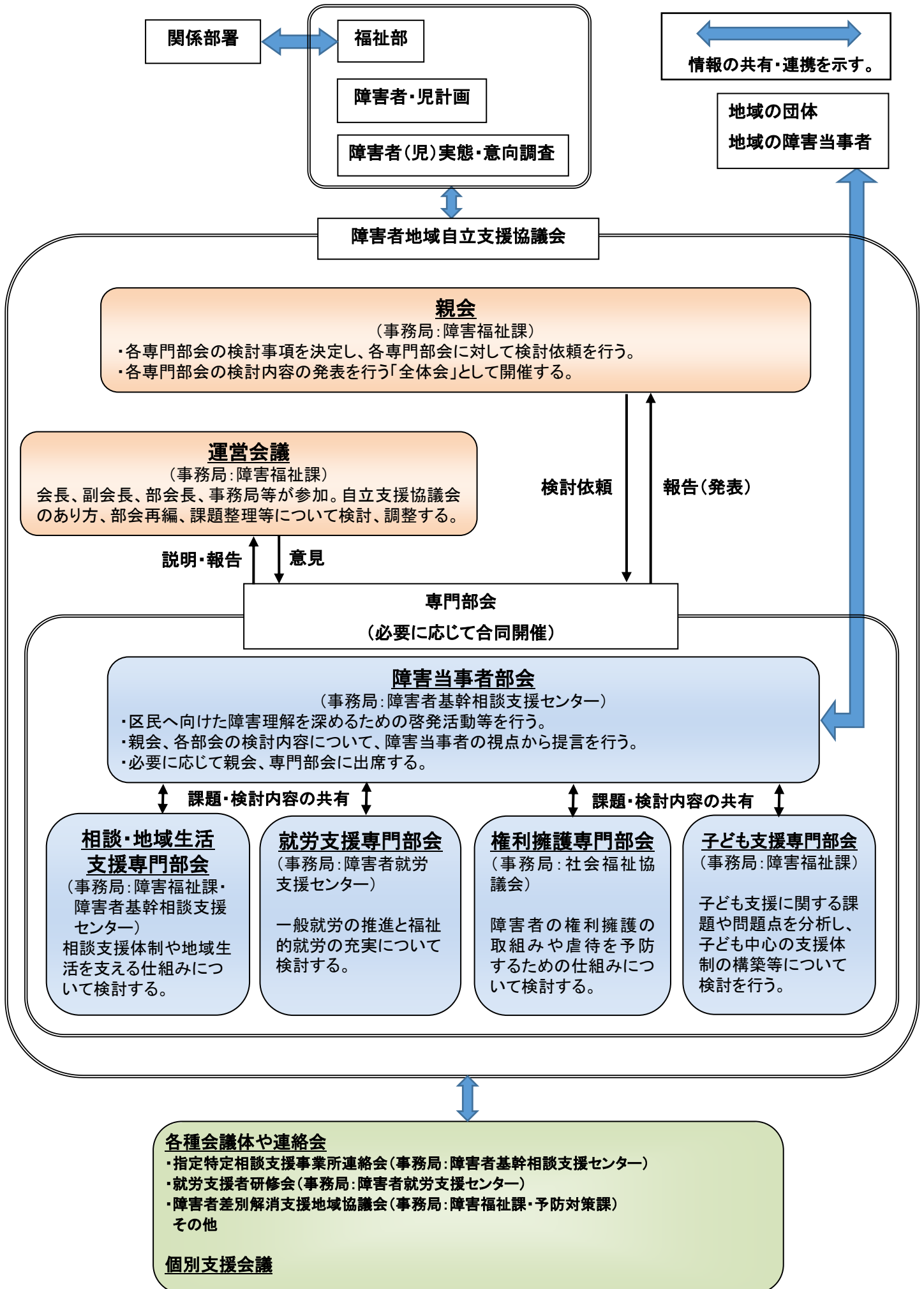
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案）



令和7年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回				当初は12月頃の開催を予定していたが、全体会とのスケジュールを見て、調整する。				第2回 (全体会)	
運営会議		第1回						第2回				
障害当事者部会				第1回		第2回				第3回		
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回		第2回			第3回			
就労支援専門部会				第1回		第2回			第3回			
権利擁護専門部会				第1回		第2回			第3回			
子ども支援専門部会			第1回	第2回		第3回			第4回			

説明・報告

意見

検討依頼

説明

意見

説明・報告

意見

説明

意見

発表

全体会に資料提出が間に合うよう、各専門

令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和7年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業の実施に向けて研究、検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護の意識醸成および制度の利用促進、並びに関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
親会			
	委員委嘱(3年任期)		
			全体会の実施
	運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施	障害者・児計画事業実績の評価
相談・地域生活支援専門部会	相談支援専門部会	部会統合	
	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討	
	地域生活支援専門部会	優先協議課題の議論 (合同開催)	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討
	居住支援の課題について検討		引き継ぎチェックシートの作成
就労支援専門部会			就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討
	障害者就労支援ハンドブック活用についての検討	令和6年度地域支援フォーラム企画検討	
	週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討
権利擁護専門部会			成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討
	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける 意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成
	権利擁護に関するパンフレットの検討		
障害当事者部会			
	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から 優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について 意見 交換	防災について体験・検討
	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の 実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会
子ども支援専門部会		部会新設	
	部会設立にあたっての検討・協議	産前から小学生までの切れ目ない支援について ゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施

令和 6 年度第 2 回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時：令和 7 年 2 月 1 7 日（月） 1 0 時から 1 2 時 3 0 分まで

会場：区民センター 2 A（文京区民センター 2 階）

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- ・区報掲載（2/10 号）
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布（専門部会員、区内事業所、相談員、障害者団体、差別解消支援地域協議会）

3 来場者数

親会委員 22 名、障害当事者部会員 6 名、傍聴 63 名

<傍聴内訳>

事業所職員 8 名、障害当事者・家族 9 名

民生・児童委員、町会 30 名

専門部会委員 12 名、その他 4 名

4 発表内容

1 開会

- ・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 →高山会長より

2 議題

- (1) 区の現状・制度説明 →障害福祉課より

- (2) 専門部会より活動発表 →各部会長より

- ・相談・地域生活支援専門部会
- ・就労支援専門部会
- ・権利擁護専門部会
- ・子ども支援専門部会

- (3) 障害当事者部会の取組

- ・障害当事者部会活動発表 →当事者部会長、事務局より
- ・防災体験について →当事者部会員より
- ・グループホームでの暮らし →当事者部会員より
- ・障害当事者部会員よりコメント →当事者部会員 3 名より
- ・トークセッション →高山会長、志村副会長、各部会長、民生委員 4 名より

以上

令和6年度全体会報告

【資料第1-8号】

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった	文京区の資源をいかにうまく機能させていくのかについて、各専門部会が”切れ目のない支援”という1つのテーマで話し合っ共有できるよい機会だと思いました。各専門部会の取り組みがよくわかり、当事者を介して”つながる”ことができるよう活動していきたいと考えました。	区内事業所
2	大変良かった	障害当事者の方のお話、報告がとても詳しくお話ししてくださってすばらしいと思いました。こういう機会を与えてもらえて感謝してます。	民生・児童委員
3	大変良かった	発表内容、テーマが盛りだくさんだった。文京区の基本的な情報を伺ったうえで様々な分野に展開されるのは良かった。	
4	大変良かった	具体的なBookletなどがあればありがたいと思いました。	障害当事者・当事者団体
5	大変良かった	大変中身の深いお話と事例、活動内容等本当に学びました。今後の活動に生かせるように努力して参ります。	民生・児童委員
6	大変良かった	全体会なのでそれぞれの部会の活動の報告内容を聞けてとても良かった。なかなか接点を持つことができずに会えない民生委員の方々の話を聞いて活動をより知れたことは良かったなと思います。	障害当事者・当事者団体
7	大変良かった	文京区には社会資源が充実していて、当事者のことを考えていただいているのがとてもうれしく思っています。これからも当事者部会で意見交換したいです。ありがとうございました。	
8	大変良かった	高山先生のお話はわかりやすく、大切な「社会モデル」の遂行の根幹の部分なので、とても学びになり、確認の機会になりました。当事者（という呼び方も、本当は検討したらよいと思うのですが、何を、だれを基準とした”当事者””当事者でない”？）の方のお話は、なかなか聞けないので、貴重でした。手話通訳の方の位置は、より中央でより高い位置が見やすいと思います。時間配分がタイトで、部会によっては急ぎ足の報告となってしまう、少々残念でした。（ゆっくり、しっかり拝聴したかったです）	区内事業所
9	大変良かった	防災は施設でも取り組んでいる内容でしたので、今後何をすればよいか参考になりました。引き続きチェックシートも楽しみに待っています。早く使わせてもらいたいです。	区内事業所
10	大変良かった	民生委員の参加は、防災、児童、もちろん高齢も含めて、課題解決には良かったと思います。障害者が部屋を借りたい時、間口が狭くなるのは発災リスクを考えてのことなのか（火の不始末等）権利として捉えた場合どんな問題があるのか掘り下げるのも、外からのホッネも探してほしい、まとまりませんが。	区内事業所
11	大変良かった	当事者の方たちとお会いしてお話を伺うことは大変勉強になります。幸いにも私の町会（向丘弥生）は町会長が民生委員の活動にも協力してくださり、今回の全体会にも出席しています。ご高齢の方、障害をお持ちの方も楽しく生活できる地域づくりの少しでもお手伝いできればと思っています。交流の大切さを改めて考える機会を与えていただきありがとうございました。	民生・児童委員
12	大変良かった	障害者の方やすべての人が平等に共存していく為に多くの方が話し合っている事を知れた。もっともっとバリアフリー（すべてにおいて）になれるよう、日頃より気にしながら生活していきたいと思いました。	
13	大変良かった	お互いに顔の見える関係づくりの必要性を改めて感じました。また、区内には日本語が理解できない海外籍の方が増えているので、そのフォローの大切さも感じました。	町会
14	大変良かった	切れ目ない支援を目指す上で、「横の切れ目」をつなぎ目に変えていく点で大切な協議会だったと感じました。	
15	大変良かった	縦割り、制度のはざまについては、支援者でも困難に感じるケースがあります。当事者を中心に据えて、ネットワークを作るのは自然であると思います。支える支えられる側を作ってしまう支援の考え方を変えていけるように努めていきたいと思いました。	
16	大変良かった	本日はありがとうございました。ホームに入居されているメンバーの発表があり出席させていただきました。個人的には、直接協議会の活動に関わっていませんでしたが、研修等にも参加していなかったため、この場で各部会などの活動内容を聞くことができ、知らなかった事等もあり、とても勉強になりました。機会があれば、また参加したいです。	区内事業所
17	大変良かった		区内事業所
18	大変良かった	どうかアンケート結果を発表お待ちしております。ポスターにして図書館に掲示していただけないでしょうか？障害の有の方がよくいらしています。アンケートを実施してくださってありがとうございます。会議の場で発言は勇気がなくても、全員にチャンスを与えて感謝しております。ありがとうございます。会議の最後に女性の方が虐待等について話されていました。私も体験しました。勇気ある発言で私に力をもらえました。ネガティブな内容であっても発言できる会議になっていってほしいと思いました。どうかよろしくお願いいたします。	
19	大変良かった	皆、貴重なお話しなのですが、内容が盛りだくさんなので、絞ってゆっくりお聞きできるとより良い会になると感じました。ありがとうございました。	
20	大変良かった	専門部会だけでは見えない課題や活動を知ることができました。 (3)障害当事者部会の取組について 当事者の方々の発表に、もう少し時間の余裕が欲しかったです。	民生・児童委員

令和6年度全体会報告

【資料第1-8号】

番号	評価	感想	所属
21	大変良かった	・自立支援協議会にて取り組んでいる全体像が良く見え、とても勉強になりました。 ・防災及び業務継続計画への取り組みとして、発災時及復旧について、区内有志で、シュミレーション訓練を行えると、より具体的な文京区にて取り組む課題が見えてくるのかと思いました。 ・区の現状の報告について、席上資料とは別に、投影用のスライド資料があるとより見やすかったのかと思います。 ・精神障害者は、手帳の所持者数に加えて、自立支援医療を利用している件数が記載されると、実態がよりつかみやすいかと思いました。また、難病についても、医療費助成を受けている件数などが記載されると、難病罹患者がどの程度いらっしゃるのかなど、現状を認識していただき易いかと思いました。 ・P1 障害福祉サービスについては、GHや入所施設については、区内外が記載されると、より現状が認識していただきやすいかと思いました。 ・P1、P4地域生活支援事業を記載するのであれば、障害者相談支援事業の実施事業者を記載した方が、どこが実施しているのかわかりやすいかと思いました。 ・P4 計画相談支援のセルフプランの件数についても、記載があると現状がわかりやすいかと思いました。	区内事業所
22	大変良かった	・成年後見制度利用ガイド内の、ライフステージのページの年齢の部分が、青地の黒字なので、少し目づらい方も居るのではないかと思います。青地に各分野(部会)の活動報告が、意欲的な取り組みの実践報告のようで、聞き応えがありました。 高山先生のお話は、協議会の趣旨が分かりやすく説明され、能登の震災・豪雨を例示されたことで、災害でも弱者の安全を保障するのが大事なことを示され、今回の方向付けを明確にできたのはよかったです。 また当事者部会の報告や、当事者さんのお話も、本人の立場に置き換えて考えるとどうなのか、という視点を再認識し、有意義でした。今後も支援者や行政側とは違う発信をしてもらいたいと思います。 このような参加の機会をいただけたこと、事務局の皆様にもお礼申し上げます。	その他
23	大変良かった	高山先生の包括的で今後の指針となるお話と、現場の活動を知ることができてとても勉強になりました。特に民生委員の皆さんの活動は不勉強だったので、もう少し詳しく活動を知りたいと思いました。 困難を抱える人を見守る社会資源についての知識を増やし、利用者さんの希望する自立した生活を実現できるようになりたいと考えています。	区内事業所
24	大変良かった	R6年度のテーマは「防災」と言う事で、1/17の当時者部会「民生委員との交流会」に参加させて頂き、発災時の民生委員の活動を紹介させて頂きました。今回その事をお話するつもりでしたが、壇上最初に指名され慌ててしまい、上手く話せませんでした。 専門部会の活動発表は、どれも解り易くお話し頂きました。 今回、民生委員障害福祉合同部会として聴講した30名近い委員もとても良い勉強になったと思います。有難う御座いました。	民生・児童委員
25	大変良かった	内容が濃く、3年間の集大成として、障害福祉についてとても勉強になりました。ですが、あまりにも詰め込みすぎで、各発表者が速足となり、内容理解に追いつけない人もいたのではないのでしょうか。もう少しゆとりがほしかったです。 今回の会では民生委員をととても立てていただきましたので、非常に重圧な役割を感じております。ここのところ、いろいろな場面において「民生委員を頼りに」していただく事がとても多く、正直なところ何でもかんでも民生委員頼りな状況に困っております。私たち民生委員は職業ではなく、仕事でもなく、単なる福祉の活動ですので、あれもこれも頼られるほどスーパーマンではないことをご理解いただきたくよろしくお願いいたします。 1/17の当事者部会における質問等に関して別紙にてご回答いただきありがとうございました。	民生・児童委員
26	大変良かった	内容が盛り沢山でした。所用で退席してしまいましたが、最後まで聴けなくて残念です。当事者の声を直接聴く機会があり、大変良かったと思います。	区内事業所
27	大変良かった	防災についての考え方などを伺えてとても良かったです。また、民生委員の方のお話を伺える機会もあってとても良かったです。 高山会長の支援する側される側という考え方を変えなければいけないという言葉や、連携することの大切さなども伺えてとても良かったです。 大切なお話を伺える貴重な機会でした。	区内事業所
28	良かった	権利擁護における話で出ました、ライフステージ及びライフイベントについての視点が興味深く思いました。子ども支援専門部会の報告では、全ての区民(市民)に通ずる課題と視点をいただいたように思います。「切れ目を繋ぎ目」という考え方について、もっと詳しく知りたいと思いました。また区で策定中の子どもの権利擁護条例との関わりについても知りたいと思いました。	民生・児童委員
29	良かった		民生・児童委員
30	良かった	中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。	民生・児童委員
31	良かった	文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は～とピア2の〇〇さんの体験談が素晴らしかったです。私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。	区内事業所
32	良かった	2時間半、途中時間調整をしながら各議題、取り組みを知ることができてとても勉強になりました。ありがとうございました。	その他

令和6年度全体会報告

【資料第1-8号】

番号	評価	感想	所属
33	良かった	障害者の方の自立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。	民生・児童委員
34	良かった	自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	障害当事者・当事者団体
35	良かった	どのジャンルにおいても縦割り、連携不足が課題だと感じました。ネットワークづくりの大切さを再確認しました。	
36	良かった	相談・地域生活支援専門部会と権利擁護専門部会で同じようなことを課題に感じ、リーフレット作成しているので、うまく連携できればよいと思った。専門部会間の連携がとても重要と思った。	障害当事者・当事者団体
37	良かった		町会
38	良かった		障害当事者・当事者団体
39	良かった	資料や説明もわかりやすく、それぞれの部会と協議会、区の状況を知ることができる内容でした。コンテンツが多い為、時間の配分が非常に大変だとも感じつつも昨年から全体的にブラッシュアップされていました。特に就労支援の展示等、今回は休憩時間の都合上、ゆっくりと観ることはできませんでした。発表や報告のみに留めないイベントやお祭り感がありました。トークセッションに登壇した方々のやり取りに終始していた印象があり、少し残念でした。会場からの就労する方へのパワハラについての意見も重要なことだと思いました。当事者部会の発表とトークセッションが地続きの議論という印象が少なく、一幕開けた次の議題という印象もありました。登壇と会場に分けずに会場のみであった方が、一体感や会場からの意見が出やすかったのかなと思いました。	区内事業所
40	良かった	支援の連帯がとても大切な事が良くわかりました。	民生・児童委員
41	良かった	障害者を取り巻く環境や、問題点が色々と学習できました。	民生・児童委員
42	良かった	困った時に相談出来る窓口が複数あることは良いことだと思う反面、結局どこに相談すれば良いのか迷ってしまう…という悩みも出てきてしまうと感じまし	
43	良かった		
44	普通	障害にもいろいろな種類があり、また、その障害の程度も段階がある(軽度～重症)。全体で話をすると、わからなくなってしまう。それぞれの内容につき、対応を考えないと話がまとまらないのではと感じた。例えば、眼の不自由な人と脚が義足の人とでは話す内容等全然変わってくる。私としては知的障害の方が一番問題多いのではないかと思います…	町会
45	普通	時間の割り振りを明確にしておいた方が良いと感じます。やはり、一年間の活動報告ということであれば、各々の専門部会に均等な時間を割り当てるべきであると考えます。改善を求めます。	

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19 文福障第 1705 号	平成 20 年 2 月 18 日区長決定
19 文福障第 2191 号	平成 20 年 3 月 31 日一部改正
23 文福障第 2692 号	平成 24 年 3 月 30 日一部改正
24 文福障第 688 号	平成 24 年 6 月 01 日一部改正
24 文福障第 2127 号	平成 25 年 1 月 24 日一部改正
26 文福障第 3145 号	平成 27 年 3 月 30 日一部改正
27 文福障第 2238 号	平成 28 年 2 月 01 日一部改正
30 文福障第 2657 号	平成 31 年 3 月 15 日一部改正
2019 文福障第 2982 号	令和 2 年 3 月 18 日一部改正
2020 文福障第 2045 号	令和 2 年 12 月 18 日一部改正
2021 文福障第 2084 号	令和 3 年 12 月 17 日一部改正
2022 文福障第 2006 号	令和 4 年 12 月 2 日一部改正
2023 文福障第 3250 号	令和 6 年 3 月 29 日一部改正

(目的及び設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 精神科医師 1 名
- (3) 障害者相談員 2 名
- (4) 別表第 1 に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第 2 に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会
 - (2) 就労支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 子ども支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。
- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会
文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
 - (2) 就労支援専門部会
文京区障害者就労支援センター

(3) 権利擁護専門部会
文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会
文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会
福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1 名
	民生・児童委員協議会	1 名
	障害当事者団体	1 名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1 名
	都立精神保健福祉センター	1 名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7 名以内

別表第 2（第 3 条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和7年度 全体会の概要案

【開催日時】

令和8年2月頃

【開催場所】

区民センター3Aを予定

【委員】

親会委員、障害当事者部会員、（発表する部会の部会員？）

【周知対象者】

専門部会員、障害福祉サービス等事業所、障害者団体、相談員、
差別解消支援地域協議会委員、

※テーマに関連する方々に案内

民生・児童委員、町会に案内するかどうか。

令和7年度 全体会の進行案

(3時間を予定)

1. 資料確認等 (5分)
2. 開会挨拶、自立支援協議会全体会の趣旨説明 (25分) …高山会長より
3. 区の現状・制度説明 (15分)
4. 専門部会から今年度の取組、来年度に向けて (15分×4部会)
休憩 (10分)
5. 就労支援専門部会の取組、トークセッション (65分)
 - ① 就労選択支援について (25分)
 - ② モデル事例の発表 (30分)
 - ③ 質疑応答 (5分)
6. 閉会挨拶 障害福祉課長より (5分)